

別紙 1

行政手続法が適用される（法令に根拠がある）審査基準（申請に対する処分の基準）は次のとおりです。

個票番号	処 分 名	根拠法令名	根拠条項	審査基準	標準処理期間	所管部署	備 考
801	道路管理者以外の者が行う工事の承認	道路法（昭和27年法律第180号）	第24条	×ア	7日	建設課管理維持係	
802	道路占用の許可	道路法（昭和27年法律第180号）	第32条第1項	×ア	7日	建設課管理維持係	
803	道路占用の変更の許可	道路法（昭和27年法律第180号）	第32条第3項	×ア	7日	建設課管理維持係	
804	公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可	都市公園法（昭和31年法律第79号）	第5条第1項	×ア	7日	建設課管理維持係	
805	都市公園占用の許可	都市公園法（昭和31年法律第79号）	第6条第1項	×ア	7日	建設課管理維持係	
806	都市公園占用の変更の許可	都市公園法（昭和31年法律第79号）	第6条第3項	×ア	7日	建設課管理維持係	
807	公園予定地における公園管理者以外の公園施設の設置管理許可	都市公園法（昭和31年法律第79号）	第33条第4項	×ア	7日	建設課管理維持係	
808	公園予定地の占用の許可	都市公園法（昭和31年法律第79号）	第33条第4項	×ア	7日	建設課管理維持係	
809	行政財産の目的外使用許可	地方自治法（昭和22年法律第67号）	第238条の4第7項	○	10日	建設課契約管財係	
810	緑地協定の許可（全員協定）	都市緑地法（昭和48年法律第72号）	第45条第4項	×ア	設定しない	建設課土木都市計画係	
811	緑地協定の変更許可	都市緑地法（昭和48年法律第72号）	第48条第1項	×ア	設定しない	建設課土木都市計画係	
812	緑地協定の廃止の許可	都市緑地法（昭和48年法律第72号）	第52条第1項	×ア	設定しない	建設課土木都市計画係	
813	緑地協定の許可（1人協定）	都市緑地法（昭和48年法律第72号）	第54条第1項	×ア	設定しない	建設課土木都市計画係	
814	建築確認（建築基準法第97条の2の規定に基づく事務に限る。）	建築基準法（昭和25年法律第201号）	第6条第1項	×ア	7日	建設課建築係	
815	完了検査（建築基準法第97条の2の規定に基づく事務に限る。）	建築基準法（昭和25年法律第201号）	第7条第1項	×ア	7日	建設課建築係	
816	道路位置の指定	建築基準法（昭和25年法律第201号）	第42条第1項第5号	×ア	備考欄記載	建設課建築係	申請実績が無いため、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難
817	応急仮設建築物の存続の許可（建築基準法第97条の2の規定に基づく事務に限る。）	建築基準法（昭和25年法律第201号）	第85条第3項	×ア	備考欄記載	建設課建築係	許認可等の性質上、行政庁の責めに属さない事情により審査に要する期間が変動するため、標準処理期間を設定することは困難
818	仮設建築物の建築許可（建築基準法第97条の2の規定に基づく事務に限る。）	建築基準法（昭和25年法律第201号）	第85条第5項	×ア	備考欄記載	建設課建築係	申請実績が無いため、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難
819	総合的設計による一団地の建築物の特例認定（建築基準法第97条の2の規定に基づく事務に限る。）	建築基準法（昭和25年法律第201号）	第86条第1項	×ア	備考欄記載	建設課建築係	申請実績が無いため、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難

個票番号	処 分 名	根拠法令名	根拠条項	審査基準	標準処理期間	所管部署	備 考
820	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定（建築基準法第97条の2の規定に基づく事務に限る。）	建築基準法（昭和25年法律第201号）	第86条第2項	×ア	備考欄記載	建設課建築係	申請実績が無いため、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難
821	公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定（建築基準法第97条の2の規定に基づく事務に限る。）	建築基準法（昭和25年法律第201号）	第86条の2第1項	×ア	備考欄記載	建設課建築係	申請実績が無いため、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難
822	総合的設計による一団地の住宅施設についての制限の適用除外の認定（建築基準法第97条の2の規定に基づく事務に限る。）	建築基準法（昭和25年法律第201号）	第86条の6第2項	×ア	備考欄記載	建設課建築係	申請実績が無いため、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難
823	既存の一の建築物について二以上の工事の全体計画認定（建築基準法第97条の2の規定に基づく事務に限る。）	建築基準法（昭和25年法律第201号）	第86条の8第1項	×ア	備考欄記載	建設課建築係	申請実績が無いため、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難
824	既存の一の建築物について二以上の工事の全体計画の変更認定（建築基準法第97条の2の規定に基づく事務に限る。）	建築基準法（昭和25年法律第201号）	第86条の8第3項	×ア	備考欄記載	建設課建築係	申請実績が無いため、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難
825	工作物の確認（第6条の準用）（建築基準法第97条の2の規定に基づく事務に限る。）	建築基準法（昭和25年法律第201号）	第88条第1項	×ア	7日	建設課建築係	
826	工作物の完了検査（第7条第1項の準用）（建築基準法第97条の2の規定に基づく事務に限る。）	建築基準法（昭和25年法律第201号）	第88条第1項	×ア	7日	建設課建築係	
827	長期優良住宅建築等計画の認定	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）	第5条	×ア	7日	建設課建築係	
828	優良住宅の認定（個人・短期）	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）	第28条の4第3項第6号	×ア	備考欄記載	建設課建築係	申請実績が無いため、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難
829	優良宅地の認定	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）	第28条の4第3項第7号イ、第68条の69第3項第7号イ	×ア	備考欄記載	建設課建築係	申請実績が無いため、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難
830	優良住宅の認定（個人・短期）	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）	第28条の4第3項第7号ロ	×ア	備考欄記載	建設課建築係	申請実績が無いため、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難
831	優良住宅の認定（個人・長期）	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）	第31条の2第2項第15号二	×ア	備考欄記載	建設課建築係	申請実績が無いため、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難
832	優良住宅の認定（法人・長期）	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）	第62条の3第4項第15号二	×ア	備考欄記載	建設課建築係	申請実績が無いため、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難
833	優良住宅の認定（法人・短期）	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）	第63条第3項第6号	×ア	備考欄記載	建設課建築係	申請実績が無いため、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難
834	優良住宅の認定（法人・短期）	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）	第63条第3項第7号ロ	×ア	備考欄記載	建設課建築係	申請実績が無いため、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難
835	優良住宅の認定（連結法人・短期）	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）	第68条の69第3項第6号	×ア	備考欄記載	建設課建築係	申請実績が無いため、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難
836	優良住宅の認定（連結法人・短期）	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）	第68条の69第3項第7号ロ	×ア	備考欄記載	建設課建築係	申請実績が無いため、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難

※「審査基準」欄の記載内容は、次のとおりです。

- ①「○」 審査基準を設定している。
- ②「×」 審査基準を設定していない
ア：審査基準が法令の定め尽くされているもの
イ：申請等の実績が無い又は将来的に見込みの無いもの
ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの